

青森県男女共同参画推進協議会の概要

(平成21年5月1日現在)

①	会議・組織名	青森県男女共同参画推進協議会
②	構成団体名	別添概要のとおり (県は構成メンバーではない)
③	組織・体制	別添概要のとおり
④	平成20年度の主な活動内容	平成20年11月28日に、青森県男女共同参画推進協議会、青森県、青森労働局、内閣府、男女共同参画推進連携会議の5者の主催により、「ワーク・ライフ・バランス フォーラム」を開催した。

青森県男女共同参画推進協議会の概要

【青森県男女共同参画推進協議会】とは

沿革： 青森県では、昭和55年11月4日、女性団体相互の連絡調整を図り、女性の地位向上と福祉の増進を図ることを目的として、県域で組織する13の女性団体が連携するための「青森県婦人（女性）団体連絡会」が創設された。

平成13年には、男女共同参画社会の形成という新しい時代に対応できる活動体生まれ変わることとして、同会を解散し、「個人（女性と男性）」、「企業」、「団体」や「市町村」をも取り込んだ新たな連携組織を発足することとなり、平成13年9月16日に『青森県に男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会』が創設され、平成17年6月に「青森県男女共同参画推進協議会」に改称されている。

目的： 男女が互いに人権を尊重し、その個性と能力を発揮しながら、社会のあらゆる分野へ男女が対等に参画できる男女共同参画社会を実現するため、県内各自治体に対する男女共同参画の意識啓発を積極的に行うとともに、地域において男女共同参画を推進する団体等及び個人の活動を支援し、本県の男女共同参画の推進に資する。

事業： ①男女共同参画社会をめざした講座等、学習機会の提供に関する事業
②男女共同参画社会をめざした各種情報交換事業
③男女共同参画社会づくりのために必要な事業

構成： 会長 成田 宏子（日本BPW連合会青森クラブ会長）
会員 個人会員；328名
団体会員；40団体
企業会員；30企業
協力会員；40市町村

事務所の所在地： 〒030-0822

青森市中央3丁目17番1号 アピオあおもり内

TEL 017-732-1085（青森県男女共同参画センター代表）

FAX 017-732-1073



青森県内各地域の
オピニオンリーダーによる
公開フォーラム



青森 AOMORI ワーク・ライフ・バランス 男女の**仕事**と**生活**の調和 推進フォーラム

仕事と生活の調和が実現した社会とは
「国民一人ひとりがやりがいや充実感を
感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、
家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期
といった人生の各段階に応じて多様な生き方が
選択・実現できる社会」である。



平成20年 11月28日(金)
13:30~16:00
ホテル青森3F「孔雀の間」

Program



Pm 1:30

◆開 会

◆主催者挨拶

青森県男女共同参画推進協議会 会長 成田 宏子
(日本BPW 青森クラブ会長)

◆来賓祝辞

青森県知事 三村 申吾様

◆講 話

テーマ「仕事と生活の調和」

講 師 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局
雇用均等政策課 均等業務指導室

室長補佐 元木 賀子先生

Pm 2:40

◆パネルディスカッション

テーマ

「どうすれば実現できる?男女の仕事と生活の調和」

コーディネーター

株式会社 青森経営研究所

代表取締役 北村 真夕美氏

パネリスト

株式会社 ダイアモンドアップル

代表取締役 石岡 千鶴子氏

有限会社 かいきょう物産

代表取締役 熊谷 ヒサ子氏

七戸町立鷹山宇一記念美術館

館長 鷹山 ひばり氏

青森県西北地域県民局県税部課税課

主査 棟方 清則氏

アドバイザー

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局
雇用均等政策課 均等業務指導室

室長補佐 元木 賀子先生

Pm 4:00

◆閉 会



講師・アドバイザー

もと き 元木 賀子先生

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
雇用均等政策課 均等業務指導室 室長補佐

昭和56年 労働省(現厚生労働省)入省
平成13年 厚生労働省青森労働局雇用均等室長
平成15年 厚生労働省和歌山労働局雇用均等室長
平成17年 厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等
政策課 課長補佐
平成18年 現職



コーディネーター

きた むら ま ゆ み 北村 真夕美氏

株式会社 青森経営研究所 代表取締役
NPO法人青い森空間創造女性会議 理事長

(社)日本青年会議所東北地区褒賞委員長、日本BPW青森クラブ会長、青森県女性団体連絡会会長などを歴任。現在、国土交通省国土審議会特別委員、青森県市町村合併推進審議会委員、青森県労働委員、青森労働局雇用均等行政協働員など各種審議会委員を務める。著書に「りんごの花咲く街で」(北の街社)、「あなたがいるから」(奥会津書房)などがある。2002年、地方で働く女性の立場から、道路や交通ネットワークの不便や危険などの解消を求める運動の、第1回「地方からの幸福づくり女性フォーラム」を東京で立ち上げ、以降全国各地に女性フォーラムの輪を広げている。



パネリスト

いし おか ち づ こ 石岡 千鶴子氏

株式会社 ダイアモンドアップル 代表取締役
元弘前市議会議員

昭和55年 日本大学文理学部体育学科卒業
昭和55年 青森県木工指導所勤務
昭和56年 同所退職
昭和56年 結婚・就農
平成15年 弘前市議会議員当選 1期勤める
平成20年 株式会社ダイアモンドアップル設立
代表取締役就任



パネリスト

くま がい ひ さ こ 熊谷 ヒサ子氏

有限会社 かいきょう物産 代表取締役
青森県漁協女性組織協議会会長
(大間町 女まぐろの会会長)

青森県大間町出身。平成3年～19年4月まで4期16年大間町議会議員を務める。現在、JF全国漁協女性部連絡協議会理事・青森県漁協女性部組織協議会会長などの要職で活躍中。
「05下北半島大間町」女(おなご)まぐろの会結成、会長に就任。国道279号線の落石閉鎖を受け下北半島幹線道路の整備を要望・陳情活動を展開し27億円の予算獲得の原動力となる。「下北半島横断道」実現に向け現在も活動中である。



パネリスト

たか やま ひばり氏 鷹山 ひばり氏

七戸町立鷹山宇一記念美術館 館長

戸板女子短期大学卒業後、上智大学教育学科にて学ぶ。幼稚園教諭・中学校教諭・女子美術大学特別講師等を経て社団法人二科会事務局にて20年間美術界に係わる。青森県生涯学習審議会委員・副会長。青森県「命を大切にすることを育む」派遣講師及び絵本原本審査委員長。青森県私立学校審議会委員。



パネリスト

むな かた きよ のり 棟方 清則氏

青森県西北地域県民局県税部課税課主査
(子育て中の男性公務員)

平成5年 青森県職員採用・弘前県税事務所勤務
平成9年 青森土木事務所勤務
平成12年 財団法人青森アジア冬季競技大会事務局勤務
平成14年 北地方農林水産事務所勤務
平成17年 青森県農林水産部農村整備課勤務
平成19年 西北地域県民局県税部勤務

仕事と生活の調和 憲章

〈いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〉

〔仕事と生活が両立しにくい現実〕

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かせないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい喜びは倍増する。しかし、現実の社会には、
・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む
など、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

〔働き方の二極化等〕

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難、などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

〔共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識〕

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等々人々の生き方が多様化している一方で、働き方や子育て支援などの社会的基盤は、必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

〔仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌〕

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が、実現しにくいものになるとともに、「家族団らん時間」「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の一つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。また、人口減少時代においては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

〔多様な働き方の模索〕

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人々や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人

などもおり、多様な働き方が模索されている。

〔多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性〕

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。
働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものである。

〔明日への投資〕

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により、生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく「明日への投資」として、積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に国民一体となって取り組んでいくため、本憲章を定める。

〈関係者が果たすべき役割〉

〔企業と働く者〕企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ、働き方の改革に自主的に取り組む。

〔国民〕国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

〔国〕国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

〔地方公共団体〕仕事と生活の調和の現状や必要性は、地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

『仕事と生活の調和憲章』とは、仕事と生活の調和の必要性や国・自治体と企業、労働者、国民が果たすべき役割を示したものです。

Message

～開催に寄せて～



男女共同参画推進連携会議 議長
北城 啓太郎さま
日本アイ・ピー・エム株式会社
最高顧問

この度は、青森県男女共同参画推進協議会、青森県、青森労働局、内閣府及び男女共同参画推進連携会議の共催で、本事業が実施されることを大変嬉しく思います。開催にあたっての関係者の皆様のご尽力に心より敬意を表します。

ワーク・ライフ・バランスは男女ともに重要な課題であり、企業や組織にとっては個々の取組が将来の発展につながる未来への投資です。参加された皆様おひとりおひとりが、ワーク・ライフ・バランスの実現のために何をすべきか考える上で、本フォーラムが有益な機会になることを期待しております。

男女共同参画推進連携会議は、男女共同参画担当大臣の依頼を受けた108名の議員で構成され、男女共同参画社会づくりに関する国民的な取組を推進しています。当会議では、今後、地方の男女共同参画推進組織とのネットワークを広げたいと考えており、青森県男女共同参画推進協議会の皆様とともに、活動を展開していければ幸いです。皆様の益々のご活躍とご発展をお祈り申し上げます。



青森県知事
三村 申吾さま

青森「男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進フォーラム」の開催にあたり、青森県男女共同参画推進協議会の成田会長をはじめ関係各位の御尽力に、心から敬意を表します。

さて、本格的な人口減少や高齢化が進行する中で、これまでの固定的な男女の役割にとらわれずに、あらゆる分野において男女が対等なパートナーとして参画できる男女共同参画社会の実現は、非常に重要です。県では、本県の有する資源を最大限に活用しながら諸施策を着実に推進し、県民の皆様が、この青森に生まれて良かった、青森で暮らすことができ良かったと思えるような社会、「生活創造社会」をしっかりと築きたいと考えています。

このため、女性も男性も互いにその人権を尊重し、それぞれの能力と個性を十分に発揮しながら、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きていくことができる、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しています。

本フォーラムの開催を契機として、御参会の皆様の活動の輪が、今後さらに大きく広がることを御期待申し上げますとともに、皆様方のますますの御活躍をお祈り申し上げます。



厚生労働省
青森労働局
局長 阿部 充さま

青森「男女の仕事と生活の調和推進フォーラム」の開催について、心よりお慶び申し上げます。

青森県においても少子化・高齢化が進展し、人口減少傾向がみられる中で、誰もが性別・年齢を問わず、個々の意欲と能力を発揮し、様々な働き方・生き方が選択できるようにしていくことは、青森県における経済社会の活力を維持するためにも重要です。

また、子育て期における仕事と家庭の両立の負担を軽減し、男女ともに働きながら子どもを生み育てやすい環境を整備することは次世代育成支援の観点からも非常に重要な課題となっております。

青森労働局においては、「次世代育成支援対策推進法」に基づく事業主の取組を推進するとともに、育児休業制度や短時間勤務制度の利用促進、労働時間の縮減、年次有給休暇の取得促進等、働き方の見直しも含めた男女労働者の仕事と生活の調和の実現に向けた取組を今後一層推進してまいります。

本フォーラムが、参加者及び県民の皆様にとって仕事と生活の調和について改めてお考えいただく契機となることを祈念するとともに、ご参加いただいた皆様の益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。



青森県「男女共同参画」 推進協議会について

昭和55年11月4日、
本県女性の地位向上と福祉の向上を目ざし、
女性団体間の連携のもとに活動を推進するべく、
「青森県女性団体連絡会」が14団体加盟のもと創立された。
以後、平成13年3月31日までの21年間、
「青森県婦人行動計画」の策定から
推進にかかわる他、県知事はじめ県議会議員との懇談会の定例開催、
「青森県婦人問題を考えるつどい」の県との共催、
「青森県女性史—あゆみとくらし」
の頒布取扱いなど、目ざましい活動を展開する。
この活動を「礎」に、平成13年9月16日、新しい時代の活動体として
「青森県に男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会」が誕生する。
本県の「男女共同参画社会推進」のため、女性も男性も、
「企業」、「団体」、「市町村」をも含んだ組織とし、
全県的な気運の醸成と、自発的な活動促進のための
県民運動の展開を目的として発足したものである。
平成18年4月、名称を『青森県男女共同参画推進協議会』に変更。今に至る。

明日は「ヒノキ」になろう!!

「アスナロ」の木—青森ひば